

薬 第 1146－ 4 号
令和 7 年 1 月 24 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第 9 条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 1 月 24 日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いします。

記

1. 知事指定薬物

次に掲げる 4 物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第 9 条第 1 項に規定する知事指定薬物に指定しました。

- (1) (8R)－6－アシル－1－（シクロプロパンカルボニル）－N，N－ジエチル－9，10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキシアミド及びその塩類
【通称名】1cP－AL－LAD
- (2) 2－（エチルアミノ）－2－（2－フルオロフェニル）シクロヘキサン－1－オン及びその塩類
【通称名】2F－NENDCK、2F－2OXO－PCE、2－FXE、

2-fluorodeschloro-N-ethyl-ketamine

- (3) (8R)-1-(シクロプロパンカルボニル)-N-メチル-N-(プロパン-2-イル)-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類

【通称名】1cP-MiPLA、1cP-MIPLA

- (4) 2-[(4-メトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類

【通称名】Metonitazepyne、
N-Pyrrolidino Metonitazene

- (5) (1) から (4) までに掲げる物のいずれかを含有する物

2. 施行期日

令和7年1月25日

大阪府健康医療部
生活衛生室薬務課
麻薬毒劇物グループ

TEL:06-6941-9078 (直通)

FAX:06-6944-6701